

掲載内容

- 相続法の改正と法務局における遺言書の保管等に関する法律についての概要
- 訴訟手続その他の裁判所の手続におけるマイナンバーの取扱いに関する留意点

第1章 相続の開始

第1 被相続人の死亡等

- 被相続人となる者が亡くなったとき
- 不在者の生死が7年以上明らかでないとき
- 事故に遭って所在や生死が分からないとき など

第2 遺言書の確認

- 相続に関する事項が記された書き置きが見つかったときおよび公正証書遺言の探し方
- 封印のある自筆証書遺言を開封したいとき
- 危急時遺言を作成したとき
- 無効と思われる遺言書が見つかったとき など

第2章 相続人の確定

第1 相続人の調査

- 相続人の存在が不明であるとき
- 所在や生死が分からない相続人がいるとき
- 行方不明になっていた相続人が生きていたとき
- 相続人の中に胎児がいるとき
- 内縁の子が相続するとき など

第2 相続人の欠格と廃除

- 相続人になることができない者がいるとき
- 財産を相続させたくない相続人がいるとき
- 遺言により相続人廃除の意思表示があったとき
- 推定相続人の廃除を取り消すとき
- 遺言により推定相続人の廃除を取り消すとき

第3 相続人の不存在

- 相続人のない財産から債務の弁済を受けたいとき
- 相続人のない財産を管理処分してもらいたいとき
- 相続人のない財産から葬儀費用等を支払ってもらいたいとき
- 相続人のない財産を国庫帰属させたいとき など

第4 相続人の範囲をめぐる争い

- 子の認知をめぐる争うとき
- 内縁の子の認知をめぐる争うとき
- 養子縁組をめぐる争うとき
- 祭祀財産を承継する相続人が明らかでないとき など

第3章 相続分の確定

第1 相続財産の調査

- 不動産の保有状況を調査するとき
- 預貯金や有価証券の保有状況を調査するとき
- 相続債務の有無を調査するとき
- 相続財産の中に賃貸物件があるとき
- 相続財産の中に賃借物件があるとき
- 相続財産の中に係争中の土地があるとき
- 土地建物相続財産かどうかにつき争いがあるとき
- 相続財産の中にゴルフ会員権があるとき
- 相続財産の中に外国の土地があるとき など

第2 相続分の譲渡

- 相続分を第三者に譲渡するとき
- 相続分を他の相続人に譲渡するとき
- 譲渡された相続分を取り戻したいとき
- 第三者に無断で譲渡された相続財産を取り戻したいとき など

第4章 相続の承認・放棄

第1 限定承認

- 相続財産の中に一部借金があるとき
- 限定承認をした後に借金を清算するとき など

第2 相続放棄

- 相続財産の調査が3か月以内に完了しないとき
- 相続財産のほとんどが借金であるとき
- 遺産分割協議の後、多額の債務があることが分かったとき
- 相続人が相続放棄をしないまま死亡したとき
- 二重にある相続資格の一方だけを放棄するとき

- 相続放棄がされているか知りたいとき
- 被保佐人が単独で相続放棄したとき など

第5章 遺産分割

第1 遺産分割協議

- 不動産、株式、預貯金を各相続人で分割するとき
- 投資信託を各相続人で分割するとき
- 国債を分割するとき
- 遺産である土地を共有するとき
- 現金を分割するとき
- 一部の遺産について分割方法が決まらないとき
- 土地を相続した者が代償金を支払うとき
- 土地を処分し、その代金を分割するとき
- 遺産が自宅のみで、相続人の1人が住み続けるとき
- 家族名義の預貯金を遺産と確認した上で分割するとき など

第2 調停・審判による分割

- 遺産分割協議がまとまらないとき
- 一部分割の遺産分割協議がまとまらないとき
- 特別の理由があり遺産分割を行わないとき
- 遺産分割を禁止する事情が解消したとき
- 遺産分割の審判を申し立てるとき
- 遺産の分割前に財産を管理する必要があるとき
- 審判前の保全処分を取り消してほしいとき
- 遺産の競売による換価審判を受けた後に代償金を支払えるようになったとき など

第3 特別受益・寄与分・遺留分

- 1 特別受益
 - 遺産分割の際に特別受益者がいるとき など
- 2 寄与分
 - 寄与分を定める協議を行ったとき
 - 寄与分についての共同相続人間の協議が調わないとき など
- 3 遺留分
 - 遺留分を放棄したいとき
 - 遺留分の侵害額の請求をしたいとき
 - 遺留分を主張して侵害額の支払を求めるとき など

第4 遺産分割後の紛争等

- 遺産の一部を分割するとき
- 遺産分割により共有取得した土地を分割するとき
- 遺産分割後に認知された相続人が遺産を取得しようとするとき など

第6章 生命保険・社会保険等の請求

第1 生命保険金

- 被保険者である被相続人が死亡したとき
- 遺言により生命保険金の受取人の変更がされているとき
- 保険金受取人の死亡により名義変更をするとき
- 死亡保険金の受取人が「法定相続人」となっているとき
- 勤務先から死亡退職金を受け取るとき

第2 健康保険

- 死亡した健康保険被保険者を埋葬したとき
- 健康保険被保険者が死亡した家族を埋葬したとき
- 市町村の国民健康保険葬費を受給するとき

第3 公的年金

- 1 国民年金
 - 国民年金被保険者が死亡したとき
 - 国民年金の年金受給者が死亡したとき
- 2 厚生年金
 - 厚生年金の被保険者が死亡したとき
 - 厚生年金の年金受給者が死亡したとき など

第4 労災保険

- 労働者が業務上の事由によって死亡したとき
- 労働者が通勤災害によって死亡したとき
- 労働者が第三者行為災害によって死亡したとき など

第5 雇用保険

- 未支給の失業等給付を請求するとき

第7章 遺産の名義変更等

第1 預貯金等

- 遺産分割前に預金の払戻しを受けるとき
- 相続人が銀行預金の名義変更をするとき
- 相続人が貯金の払戻しを受けるとき

第2 不動産

- 不動産を法定相続するとき
- ※不動産登記の申請について
- 遺産分割協議により不動産を相続するとき
- 胎児が法定相続人として不動産を相続したとき
- 子が遺産分割により不動産を相続したとき
- 配偶者居住権を設定するとき
- 特別縁故者が不動産を取得するとき
- 遺言により不動産を遺贈されたとき
- 遺産分割調停の結果に従って相続登記をするとき
- 他の相続人から相続分を譲渡されたとき など

第3 株式等

- 株式を相続したとき
- 上場株式を遺贈されたとき
- 相続した株式の株券が見つからないとき

第4 債務

- 相続財産の中に債務があるとき
- 相続財産の中に保証債務があるとき
- 抵当権付不動産を相続するとき など

第5 その他の権利

- 貸金債権を遺贈により取得したとき
- ゴルフ会員権を相続したとき
- 自動車を相続したとき
- 船舶を相続したとき
- 特許権(実用新案権)を相続したとき
- 著作権を相続したとき など

第8章 税金の申告・納税

第1 申告

- 遺産を相続したときの相続税申告
- 相続税の申告期限までに遺産分割が終わらないとき
- 相続人の1人の成年後見申立てをしているうちに、相続開始から10か月以上経ってしまったとき
- 遺産分割の再協議があったとき
- 代償分割と換価分割を比較するとき など

第2 納税

- 1 納付
 - 納付の手続
 - 相続人が限定承認をしたとき
 - 未登記の不動産を相続したとき
 - 相続登記が完了するまでの納税義務者の代表を指定するとき
- 2 延納
 - 申告期限までに相続税が納められないとき(延納)
 - 相続人が未成年者等である場合に延納申請するとき
 - 延納の許可を受けた相続税が分納期限までに納付できないとき
- 3 物納
 - 相続税を金銭で納付することが困難なとき(物納)
 - 物納財産の価額が相続税額より多いとき
 - 延納申請をした後に金銭での納付が難しくなったとき など
- 4 納税猶予
 - 農地を相続したとき
 - 山林を相続したとき
 - 山林について相続税の納税猶予の特例を受けていた者が亡くなったとき
 - 山林についての相続税の納税猶予の特例の適用を取りやめるとき
 - 取引相場のない株式等を相続するとき
 - 取引相場のない株式等に関する遺留分の特例を受けるとき
- 5 還付
 - 停止条件付遺贈の条件が成就したとき
 - 相続税の申告納付後に、納税額が過大であることが判明したとき
- 6 その他
 - 相続により取得した財産が災害によって被害を受けたとき
 - 相続財産を譲渡した場合の取得費の特例を受けるとき
 - 売買契約締結後、売買代金受領前に相続が開始したとき
 - 相続空き家を譲渡した場合の譲渡所得の特例を受けるとき

索引

- 内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

多種多様な相続問題に対処するために—
事例に応じた書式・文例が充実!

事例式

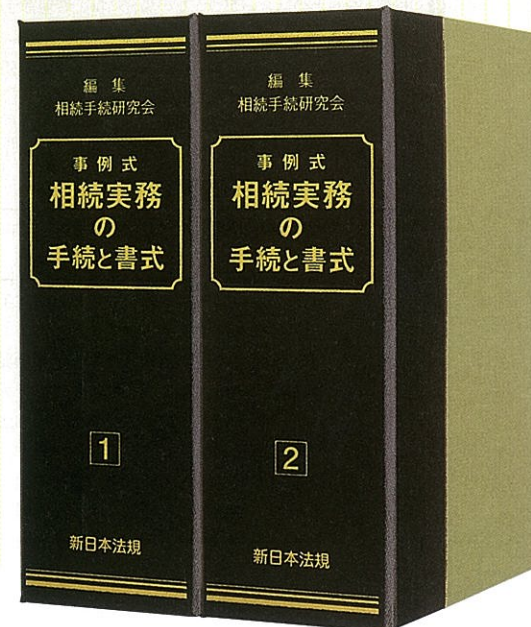
相続実務の手続と書式

編集 相続手続研究会

代表 赤沼 康弘(弁護士)・鬼丸 かおる(元弁護士)

令和2年4月までに施行された民法(相続関係)改正による「遺留分侵害額の請求」「特別寄与料の請求」「配偶者居住権の設定」などについての事例も掲載しています。

- ◆広範囲に及び相続問題について事例を設定し、問題の進行段階ごとに必要な手続をまとめ、要点を解説しています。
- ◆遺産分割協議書、各種申立書、訴状、登記申請書、税務申告書などの書式・文例を豊富に掲載しています。



加除式・B5判・全2巻・ケース付・総頁2,486頁
定価 15,400円(本体 14,000円) 送料 1,170円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許第3400925号)

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail eigy@sn-hoki.co.jp

総合法令情報企業として社会に貢献



新日本法規出版

公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



◆経験豊富な弁護士、司法書士、
税理士、社会保険労務士が編集・
執筆しています。

○特別寄与料を請求するとき

事 例

私は、5年前に亡くなった夫の父（義父）の介護をしていましたが、義父は先月亡くなってしまいました。義父の遺産を亡き夫の姉と弟が相続することになりました。2人は義父の介護をほぼ行っていなかったため、私は特別の寄与として金銭を請求しようと考えています。その場合、どのような手続が必要でしょうか。

ポイント

- 1 相続人全員との話し合いがつかない場合には、特別寄与料の額を定める調停の申立てをします。
この申立てについては、期間の制限があるので注意が必要です。最長でも相続開始時より1年以内に申立てをする必要があります。

手 続

- 1 特別寄与に関する処分の調停申立て

作成書類	特別の寄与に関する処分調停申立書（家事手続別表2④） ⇒ 書 式
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・被相続人の出生から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本（全部事項証明書） ・相続人全員の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書） ・被相続人の子（およびその代襲者）で死亡している者がいる場合、その子（およびその代襲者）の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本（全部事項証明書） ・請求者が被相続人の親族（六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族）であることを証明する戸籍謄本全部（相続人の戸籍謄

七三六ノ二

	<p>本と重複する場合には、不要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相続人全員の住民票または戸籍付票 ・遺産に関する証明書（不動産登記事項証明書及び固定資産評価証明書、預貯金通帳の写しまたは残高証明書、有価証券写し等） ・相続関係図 <p>※ その他各裁判所の定めるところにより、身分関係についての資料・手続きの円滑な進行を図るために必要な資料の提出を求められる場合があります（家事手続規127・37③）。</p>
申立時期	特別寄与者が相続開始および相続人を知った時から6か月以内、および相続開始時から1年以内（民1050②）（いずれも除斥期間であることに注意）
申立人	特別の寄与を主張する親族（六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族）
申立先	請求をする相手方である相続人（相続人が複数いる場合は、そのうちの一人）の住所地を管轄する家庭裁判所、または当事者が合意で定める家庭裁判所（家事手続245①）
申立費用	調停の申立て1件につき収入印紙1,200円（民訴費3①・別表1①⑤の②）、

○遺留分の侵害額の請求をしたいとき

事 例

父が亡くなりましたが、その唯一の財産である賃貸用アパートの土地と建物をすべて兄に相続させるとの遺言がされていました。弟である私の相続分について、遺留分の侵害額の請求権を行使したいと思いますが、どのようにしたらよいでしょうか。
また、遺留分の侵害額の請求は、父の生前にはできなかったのでしょうか。

ポイント

- 1 被相続人の死亡後、内容証明郵便や訴訟提起など、意思表示の到達の日が確定できる方法で遺留分の侵害額の請求の通知をします。死亡前の侵害額の請求はできません。改正相続法（令和元年7月1日施行）では物件の返還を求めるとはできず、侵害額の請求のみができることになります。
- 2 令和元年7月1日より前に開始した相続の場合には、遺留分侵害額請求権ではなく、遺留分減殺請求権を行使することとなります。

手 続

- 1 遺留分の侵害額の請求

作成書類	遺留分の侵害額の請求書（民1046） ⇒ 書 式
添付書類	なし
通知時期	相続開始および遺留分を侵害する贈与または遺贈のあったことを知った時から1年、相続開始時から10年以内（民1048）
通知者	遺留分権利者
通知先	他の相続人、生前に贈与を受けた者
通知費用	なし

— 743 —

書 式

- 遺留分の侵害額請求書

〇〇県〇〇市〇〇町一丁目2番地
甲 野 一 郎 様

前略
私の父、亡甲野太郎は令和〇年〇月〇日死亡し、貴方は同人の遺言書により下記土地建物を相続しました。
しかしながら、貴方の上記相続は当方の遺留分を侵害していますので、私は遺留分に基づき本書にて遺留分の侵害額の請求をいたしますので、この旨通知します。
草々

記

(1) 土地
所 在 〇〇県〇〇市〇〇町一丁目
地 番 123番
地 目 宅 地
地 積 〇〇. 〇〇平方メートル

(2) 建物
所 在 〇〇県〇〇市〇〇町一丁目
家屋番号 123
種 類 共同住宅
構 造 木造2階建瓦葺
床面積 1階 〇〇. 〇〇平方メートル
2階 〇〇. 〇〇平方メートル

令和〇年〇月〇日
〇〇県〇〇市〇〇町二丁目

新日本法規出版株式会社

本社 東京都中央区本町2-20-1
総務本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区西谷砂土原町2丁目6番地

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区西谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2021.4) 589-1⑩

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インキ」を使用しています。

★本書は、経済的な加除（さしかえ）式書籍です。

- 法令改正などに対応して発行される追録（低価格）をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
- さしかえしない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり環境にも配慮しています。
- ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

○配偶者居住権を設定するとき

事 例

父が亡くなりました。遺産分割では、母の今後の生活のことも考えて、亡くなった父と母が暮らしていた父所有の家には配偶者居住権を設定し、私が所有権を取得して残りの預貯金等を遺産分割することを考えています。配偶者居住権を設定するにはどのようにすればよいのでしょうか。

ポイント

- 1 現在居住している建物について、配偶者に配偶者居住権を取得させる旨の遺産分割協議を行います。遺産分割協議が成立しない場合は、遺産分割の調停や審判によって取得することが考えられます。
- 2 また、遺産分割協議のみでなく、遺言や遺産分割の調停や審判によって配偶者居住権を取得することも考えられます。
なお、遺産分割を行う場合、配偶者居住権の評価を算出する必要があります。
- 3 遺産分割調停において合意ができた場合には調停条項を作成します。当事者の立場からは、調停条項（案）を作成します。
- 4 配偶者居住権を取得することとなった場合、配偶者居住権を設定するための登記申請手続きを行います（令和2年1月時点で登記申請の書式および添付書式は公表されていません）。
なお、本制度は平成30年法律72号の民法（相続法）の改正に伴い、新設された制度で、令和2年4月1日以降の相続にのみ適用されます。
また、令和2年4月1日より前に開始した相続については従前の例により、同日

- (1) 建物敷地の現在価値
建物敷地の現在価値については、従前の運用と変わらず、固定資産評価額ないし時価に基づいて評価を合意する、もしくは鑑定をして確定させることとなります。建物の評価については、実務上多く利用されている固定資産評価額を用いることが想定されています。
- (2) 配偶者居住権付所有権の価値
ア 負担付建物所有権の価値
負担付建物所有権の価値については、建物の法定耐用年数、経過年数、配偶者居住権の存続年数を考慮して配偶者居住権の負担が消滅した時点での建物価値を算定し、これを法定利率等で現在価値に引き直して求めます。

（計算式）
負担付建物所有権の価値
= 固定資産税評価額 × $\frac{\text{法定耐用年数} - (\text{経過年数} + \text{存続年数})}{(\text{法定耐用年数} - \text{経過年数})}$ × ライブニッツ係数

- イ 負担付土地所有権等の価値
負担付土地所有権等の価値については、敷地所有者が配偶者居住権の存続期間満了時に得ることとなる負担のない敷地所有権の価値を現在価値に引き直して求めます。

一〇三六ノ五